平成２１年（フ）第２６８号
北海道帯広市西４条南24丁目19番地　コーポモリタ205号室
債務者　藤村　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３５２８号
横浜市瀬谷区阿久和南１丁目６番地８
債務者　沢村　真一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４５号
神奈川県相模原市横山台１丁目31番９―101号
債務者　齋藤　知彦
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６６１号
神奈川県相模原市弥栄２丁目16番１号　ラフォーレ弥栄202号
債務者　畠中　耕作
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７７号
神奈川県相模原市富士見５丁目21番７号　アベニール樹503号室
債務者　萩原　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８６４４号
大阪市西成区松２丁目６番23号
債務者　仲　　正子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１号
大阪府大阪市住吉区苅田５丁目11番11―103号
債務者　福本　紀夫
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目９番26―1007号
債務者　山田　浩基
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４号
熊本県八代市錦町２番地６　105
債務者　徳田　則男
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第４５１号
広島県福山市引野町南１丁目32番７―402号、旧住所広島県福山市蔵王町１丁目２番24号
債務者　松本　英男
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４６２号
広島県福山市明神町１丁目３番13号　プレジール明神203、旧住所広島県福山市手城町４丁目27番13号
債務者　蛯原　君子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８０号
横浜市磯子区洋光台１丁目13番28号　第３武内ビル205号
債務者　阿久津　光
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８号
島根県鹿足郡吉賀町七日市986番地３
債務者　村上　孝夫
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４５号
東京都町田市忠生１丁目２番地５アーバングリーンハイツ202
債務者　奥　　豊美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
東京地方裁判所立川支部民事第４部